

# 令和元年度事業報告書

## 第1 事業推進の基本方針

- 暴力団排除思想の高揚を図るための活動の強化
- 事業に対する理解と協力の確保

## 第2 事業内容

事業名	事業内容
1 広報啓発活動 (第1号事業)	<p>(1) 暴力団壊滅秋田県民大会の開催          県民各層の暴力団排除意識の高揚を図るため、官民一体となり「第29回暴力団壊滅秋田県民大会」を開催。《理事長、専務理事以下職員出席》</p> <p>ア 7月29日(月)、秋田市文化会館において開催し、県民約1,000人参加</p> <p>イ 感謝状贈呈(暴排活動事業運営貢献)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4個人</li> </ul> <p>ウ 表彰状授与(暴排活動功労者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東北ブロック表彰：1団体、2個人</li> <li>・県表彰：14個人</li> </ul> <p>エ 特別講演</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師：公益財団法人 京都府暴力追放運動推進センター 専属講師・相談委員 上原忠晴 氏</li> <li>・演題：「命てんでんこ！」            危機管理意識を高めよう！            反社会的勢力から秋田県民を守る漢方薬！            《会長代理、副会長、顧問、理事長、評議員、監事、専務理事、理事、県民会議職員参加》</li> </ul>
	<p>(2) 暴力団排除思想の高揚</p> <p>ア 広報啓発活動</p> <p>(ア) 路線バスを活用した広報(ステッカー貼付)、(車内放送)          路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話(フリーダイヤル)を周知するとともに潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。</p> <p>【ステッカー貼付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象車両：秋田中央交通バス3台            (車内用ステッカー2台、車外用ステッカー1台)</li> <li>・貼付期間：1年間(平成31年4月1日～令和2年3月31日)</li> </ul> <p>【車内放送】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象車両：秋田中央交通バスの内、バス停「千秋公園前」と「木内前」の間を通過する全車両</li> <li>・放送区間：秋田中央交通バス停「千秋公園前」と「木内前」の間</li> <li>・放送期間：1年間(平成31年4月1日～令和2年3月31日)</li> </ul> <p>(イ) 他機関広報誌活用          県内各市町村広報及び秋田県警友会連合会機関誌「秋田警友」に「第29回暴力団壊滅秋田県民大会」開催案内の広告を掲載(6月・7月)</p> <p>イ 暴排資料等の作成・配布</p> <p>【作成】</p> <p>(ア) 全国センターだより          (4月：90号 90部、7月：91号 90部 計180部)          (10月：92号 90部、1月：93号 90部 計180部)</p>

事業名	事業内容
	(イ) 不当要求防止責任者教本 (4月 300部・8月 450部・10月 100部 計850部) (ウ) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (4月 2,500部) (エ) 暴力団排除チラシ (4月 2,000枚) (オ) 民暴相談のしおり<2019年版> (4月 100部) (カ) イラストで見る「暴力団等に対する基本的対応要領」 (4月 100部) (キ) 暴排ポスター (5月 700枚) (ク) 企業・行政対象暴力の現状と対策(2019年版) (6月 750部) (ケ) 暴力団情勢と対策 (2019年版) (6月 1,550部) (コ) 暴追クリアファイル (4月 1,000部) (サ) 暴追エチケットセット (7月 1,000個) (シ) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol.46」 (10月 1,400部) (ス) 暴力団排除チラシ (10月 1,000部) (セ) 暴力団追放カレンダー <2020年版> (12月 850部)
	<b>【配布】</b> (ア) 全国センターだより (関係機関団体、役員等 4月：90号80部、7月：91号80部 計160部) (関係機関団体、役員等 10月：92号80部、1月：93号80部 計160部) (イ) 暴力団情勢と対策(2019年版) (賛助会員:4月・706部) (地区暴追委員会:6月、11月・113部) (社会福祉会館PRまつり:8月・30部) (離脱者支援協賛事業所:12月～1月24部) (各種会議等随時) (ウ) 暴力団追放クリアファイル (賛助会員:4月・706部) (各種会議等随時) (エ) 暴力団排除ポスター (関係機関団体等:5月・680部) (オ) 不当要求防止責任者教本 (不当要求防止責任者講習:5月～12月・778部) (カ) 企業・行政対象暴力の現状と対策(2019年版) (不当要求防止責任者講習:5月～12月・778部) (キ) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動 (不当要求防止責任者講習:5月～12月・778部) (暴力団壊滅秋田県民大会:7月・1,000部) (社会福祉会館PRまつり:8月・30部) (地区暴追委員会:11月・45部、R2.1月・20部) (離脱者支援協賛事業所:12月～R2.1月・24部) (各種会議等随時) (ク) 暴力団排除チラシ (不当要求防止責任者講習:5月～12月・778枚) (暴力団壊滅秋田県民大会:7月・1,000部) (地区暴追委員会:11月・80部、12月・450部) (キャンペーン:12月・100部) (各種会議等随時) (ケ) 暴力団追放メモ帳 (社会福祉会館PRまつり:8月 50部) (地区暴追委員会:11月・45部、12月・20部) (離脱者支援協賛事業所:12月～R2.1月・24部) (各種会議等随時) (コ) 暴力団追放エチケットセット (暴力団壊滅秋田県民大会:7月・1,000部) (離脱者支援協賛事業所:12月～R2.1月・24部) (サ) 青少年を暴力団から守るためのQ&A (社会福祉会館PRまつり:8月・30部) (不当要求防止責任者講習・各種会議等随時) (シ) 暴力団追放ポケットティッシュ (社会福祉会館PRまつり・8月・150部) (地区暴追委員会・11月・45部、12月・120部) (各種会議等随時)

事業名	事業内容
	<p>(ヌ) 暴力団追放扇 (社会福祉会館PRまつり:8月・100本)</p> <p>(セ) イラストで見る「暴力団等に対する」基本的対応要領 (社会福祉会館PRまつり:8月・30部)(地区暴追委員会:12月・30部)(各種会議等随時)</p> <p>(ソ) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol.46」 (賛助会員、関係機関団体、役員等:10月・1350部)(地区暴追委員会・10月・20部)</p> <p>(タ) 暴力団追放ボールペン (地区暴追委員会:11月・45本、12月・150本) (離脱者支援協賛事業所:12月～R2.1月・24本)(キャンペーン:12月・100本) (各種会議等随時)</p> <p>(チ) 暴力団追放ステッカー (地区暴追委員会:11月・45枚)(新規入会賛助会員)</p> <p>(ツ) 暴力団追放カレンダー (賛助会員、関係機関団体等:12月・805部)</p> <p>(テ) 暴力団追放ミニ幟旗 (新規賛助会員)</p> <p>(ト) 民暴相談のしおり&lt;2019年版&gt; (各種会議等随時)</p> <p>ウ 機関誌(紙)の作成・配布 (ア) 県民会議機関紙「J o h o」《専務理事作成》 (195号～206号 12回)</p> <p>(イ) 機関紙「あきた県民会議だより AOC vol.46」 &lt;会長・副会長、役員、顧問、公安委員、暴力追放相談委員・警察関係者、賛助会員等&gt; (10月 1,400部)</p> <p>エ 各種キャンペーンの実施 (ア) 「秋田県社会福祉会館PRフェスティバル」において、市民に広く暴力団追放意識の高揚を図るため、「暴力団追放キャンペーン」を実施。 キャンペーンでは、暴力団追放のポスター、のぼり旗、団扇、提灯、暴排シール、賛助会会員証等を展示するとともに、暴排資料、各種暴排グッズ(ポケットティッシュ、メモ帳)を配布し、広報啓発活動を実施。 (秋田竿灯まつり期間中 8/3～8/6)</p> <p>(イ) 秋田拠点センター「アルベ」“きらめき広場”において開催の「年末年始特別警戒出動式」に参加するとともに、出動式終了後、秋田市長、秋田県警本部長とともにJR東日本秋田駅構内“ポポロード”において、「みんなでつくろう安心の街」運動を実施。《理事長・専務理事以下県民会議職員参加》(12/10)</p> <p>(ウ) 秋田県社会福祉会館の協力を得て、館内に暴排ポスターの掲示及び暴排資料を備え置き提供。(通年)</p> <p>オ 民間の自主的組織活動の支援 (ア) 民間企業へ暴力団情勢に関する資料及び暴排チラシ等を提供。(随時)</p> <p>(イ) 各地区暴力追放運動推進委員会に対して、暴排活動に必要な資料、ポスター及び暴排グッズ等を提供。(随時)</p> <p>(ウ) 活動支援金の交付 a 各地区暴力追放推進委員会(令和2年3月現在、14地区268人)に対し、活動支援金(推進員1人につき2,000円)を交付。(6月)</p> <p>b 鹿角地区暴力追放推進委員会に対して、暴力団追放看板の製作への支援。(H2.3/4)</p> <p>(3) 県・市町村暴排条例の周知徹底 ア 責任者講習時に県・市町村暴排条例及び「企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)</p>

事業名	事業内容
	<p>について解説。(合計 26回 778人)  イ 関係機関・団体との連絡協議会等を活用し、各種契約書等に暴排条項導入を指導。(下半期 2回 40人)</p> <p>(4) 各種契約に「暴排条項」の導入を推進  責任者講習時や関係機関・団体との連絡協議会及び各種相談時等を活用し、約款・契約等への暴排条項導入及び契約時における「確認・確約書」提出の導入を推奨。(通年)</p> <p>(5) ホームページの有効活用 (通年)  ア ホームページの内容を随時更新し、充実した広報啓発を推進。  イ 主な掲載内容  県民会議主催の行事や暴排活動等を紹介するなど内容の充実を図り、タイムリーな情報提供を実施。  (ア) 事業内容、組織構成、財務概要、情勢と対応、情報開示、賛助会員の募集  (イ) 不当要求防止責任者講習  a 受講までの手続き  b 開催日程・場所等  (ウ) 責任者講習当日における巡回暴力相談所の開設  (エ) 不当要求被害防止DVDの無料貸出一覧表  (オ) 企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための「政府指針」  (カ) 暴力団壊滅秋田県民大会開催状況  (キ) 暴力追放功労者表彰  (ク) 県民会議機関紙「J o h o」</p> <p>(6) 賛助会員の拡大  ア 責任者講習や各種会合等でリーフレット「(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議の活動」等の配布による募集広報を実施。(通年)  イ ホームページ、パンフレット及び各種会合等を活用した募集広報を実施。(通年)  ウ 賛助会員数(令和2年3月31日現在)  (ア) 賛助会員数 683企業、29個人 (829.5口)  (イ) 賛助金納入状況 682企業、28個人 (828万円)  (R元年度 新規加入14.5口、退会17口、増額3口、減額21口)</p>
<p>2 暴力団員等による不当な行為の予防に関する活動  (第2号事業)</p>	<p>(1) 不当な行為の予防に関する活動の支援  ア 予防活動等に関する暴排資料の提供  (ア) 県民会議機関紙「J o h o」《専務理事作成》  (H31.4月～R2.3月 195号～206号 12回)  (イ) 暴排チラシ、パンフレット等を提供 (随時)  イ 不当要求被害防止DVDの無料貸出状況(8企業、8公務所)  (ア) 大洋ビル管財(株) (4月)  ◇「あなたならどうする? 不当要求の“常套句”」  (イ) 鹿角警察署〔鹿角地区暴排推進委員会〕 (4月)  ◇「暴排のシナリオ!」  ◇「基本的対応要領“撃退”」  ◇「負けへんで! あなたの勇気をサポートします」  (ウ) A L S O K秋田(株) (4月)  ◇「それでええんか!・?(撃退法)」  ◇「あなたならどうする? 不当要求の“常套句”」  (エ) 湯沢警察署〔湯沢地区暴力追放推進委員会〕 (6月)  ◇「明日を拓く勇気 ～もう恐れる必要はない～」</p>

事業名	事業内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(オ) 日本郵政(株)三関郵便局 (6月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応」</li> </ul> </li> <li>(カ) 警察本部 (8月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応」</li> <li>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」</li> </ul> </li> <li>(キ) 男鹿警察署〔男鹿地区暴力追放推進委員会〕 (9月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「排除の分かれ道 ～企業対象暴力～」</li> <li>◇「暴力団排除 ～絶対に負けません～」</li> <li>◇「基本的対応要領 ～撃退～」</li> </ul> </li> <li>(ク) フィデアカード(株) (9月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> </ul> </li> <li>(ケ) 秋田県立近代美術館 (9月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> </ul> </li> <li>(コ) A L S O K秋田(株) (11月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> </ul> </li> <li>(カ) 警察本部 (11月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> <li>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」</li> <li>◇「あなたはひとりじゃない! ～総力結集で暴力団等の反社会勢力を排除しよう～」</li> </ul> </li> <li>(シ) 鹿角警察署〔鹿角地区暴力追放推進委員会〕 (11月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> </ul> </li> <li>(ス) DOWAホールディングス(株) (11月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」</li> </ul> </li> <li>(セ) (株)文化 ビィ・ギャル追分店 (12月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> </ul> </li> <li>(ソ) 東日本電信電話(株) (12月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> <li>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」</li> <li>◇「基本的対応要領 “撃退”」</li> </ul> </li> <li>(タ) 警察本部 (R2. 1月) <ul style="list-style-type: none"> <li>◇「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」</li> <li>◇「そのときどうする? はじめての不当要求対応～電話編～」</li> </ul> </li> </ul> <p>ウ 不当要求被害防止DVDの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 不当要求責任者講習時において不当要求被害防止DVD「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」等を活用した視聴覚教養を実施。(通年)</li> <li>(イ) 暴力追放推進委員研修会において不当要求被害防止DVD「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」を活用し、反社会的勢力等からの不当要求及びクレームに対する対応要領について指導を行った。(11月)</li> </ul> <p>(2) 暴力追放推進委員の活動の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 暴力追放推進委員の委嘱 第13期の暴力追放推進委員〔任期：平成30年4月1日～令和2年</li> </ul>

事業名	事業内容
	<p>3月31日]として、県内15地区の270人を委嘱(令和2年3月末現在の委嘱数は14地区268人～地区の統合、体調不良、転居による欠員～)。</p> <p>イ 活動支援金の交付</p> <p>(7) 県内14地区の暴力追放推進委員会に活動支援金として、暴力追放推進委員1人につき2,000円を交付。(6月)</p> <p>(4) 鹿角地区暴力追放推進委員会に対して、暴力団追放看板の製作への支援。(H2.3/4)</p> <p>ウ 暴力団情報・資料の提供、研修会の開催</p> <p>(7) 各地区の要望ごとにパンフレット、チラシ等の資料を提供。</p> <p>(4) 全県の暴力追放推進委員を対象に県内を3ブロックに区分し、各地区ごとに暴力追放推進委員研修会を開催。</p> <p>◇県北地区：11月13日《事務局長出席》</p> <p>◇中央・由利地区：11月19日《専務理事・事務局長出席》</p> <p>◇県南地区：11月26日《事務局長・川口相談委員出席》</p> <p>(3) 関係機関・団体との連携の強化</p> <p>○ 各種会合</p> <p>(7) 秋田県街商協会定例総会《専務理事出席》(4/1)</p> <p>(4) 秋田県弁護士会民事介入暴力対策研究会《鈴木相談委員出席》(4/19)</p> <p>(7) 秋田県遊技業協同組合 経営者・店長等研修会《専務理事出席》(8/8)</p> <p>(エ) 司法修習生に対する講義《専務理事出席》(8/28)</p> <p>(オ) 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」《事務局長出席》(9/10)</p> <p>(カ) 秋田県銀行警察連絡協議会運営委員会《事務局長出席》(10/8)</p> <p>(キ) 秋田県街商協会定例役員会《専務理事出席》(10/24)</p> <p>(ク) えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー(10/30)</p> <p>(ケ) 秋田県被害者支援連絡協議会 総会《事務局長出席》(10/31)</p> <p>(コ) 秋田県証券警察連絡協議会総会《専務理事出席》(11/6)</p> <p>(サ) 秋田市ホテル旅館宴会施設・警察連絡協議会《専務理事、川口相談委員出席》(R2.1/16)</p>
3 暴力相談活動 (第3号事業)	<p>(1) 暴力相談に対する専門性の発揮</p> <p>ア 暴力追放相談委員として、弁護士10人、保護司5人、少年指導委員5人を理事長名で委嘱〔任期：平成31年4月1日～令和2年3月31日〕。(4/1)</p> <p>イ 常勤相談委員 1人(警察OB)</p> <p>ウ 暴力追放相談委員として委嘱した弁護士を方面別・月別に指定し、迅速な相談体制を確立。</p> <p>(2) 暴力相談への的確な対応</p> <p>ア 毎月の担当弁護士(秋田弁護士会で指定)による、随時無料巡回相談所を継続開設。</p> <p>イ 相談活動実施状況(H31.4.1～R2.3.31)</p> <p>(7) 相談受理件数 161件(前年比 - 41件)</p> <p>(4) 相談対象</p> <p>a 企業 134件</p> <p>b 行政 16件</p> <p>c その他 11件</p> <p>(7) 相談種別</p> <p>a 暴力的不当行為 0件</p> <p>b 刑罰法令に関する相談 2件</p> <p>c 刑罰法令以外の行為 0件</p> <p>d 暴対法に関する相談 61件(センター事業52件、その他9件)</p> <p>e その他の暴力関係 98件(反社勢力に関する照会等)</p>

事業名	事業内容																		
	<p>(エ) 相談内容の対象暴力団等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 指定暴力団 2件 (山口組 1件、住吉会 1件)</li> <li>b 準構成員等 4件</li> <li>c その他 155件</li> </ul> <p>(オ) 処理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 解決 158件</li> <li>b 引継ぎ 3件 (警察 2件、弁護士会 1件)</li> <li>c 継続処理中 0件</li> </ul> <p>(カ) 相談者の業種別</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">a 行政 16件</td> <td style="width: 50%;">j 娯楽業 4件</td> </tr> <tr> <td>b 公益事業 2件</td> <td>k 運輸業 3件</td> </tr> <tr> <td>c 金融・保険業 47件</td> <td>l 製造業 3件</td> </tr> <tr> <td>d 警備業 25件</td> <td>m 旅館・ホテル業 2件</td> </tr> <tr> <td>e 不動産業 12件</td> <td>n その他の産業 2件</td> </tr> <tr> <td>f サービス業 10件</td> <td>o その他 12件</td> </tr> <tr> <td>g 建設業 6件</td> <td>p 無職 4件</td> </tr> <tr> <td>h 卸売・小売業 6件</td> <td>q 不明 1件</td> </tr> <tr> <td>i 飲食店業 6件</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 「暴力相談」利用の促進 (通年)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア ホームページによる広報の実施。</li> <li>イ 路線バスを活用した広報 路線バスへの暴力団追放ステッカー貼付、車内放送を活用し、暴力団に関する相談電話（フリーダイヤル）を周知するとともに、潜在被害者の掘り起こし、県民の暴力団排除意識の醸成及び県民会議の更なる知名度アップを図った。</li> <li>ウ 各種会合等で、資料（小冊子）、チラシ、パンフレット等を配布するとともに広報を実施。</li> <li>エ 不当要求防止責任者講習における広報       <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布及び広報を実施。(26回 778人)</li> <li>(イ) 不当要求防止責任者講習の会場において「巡回暴力相談所」を開設。(18回)</li> </ul> </li> <li>オ 他機関紙(誌)を活用した広報 秋田県警察及び秋田県が発行する各種相談窓口一覧表に掲載依頼し、「暴力相談」利用の促進を図った。</li> </ul>	a 行政 16件	j 娯楽業 4件	b 公益事業 2件	k 運輸業 3件	c 金融・保険業 47件	l 製造業 3件	d 警備業 25件	m 旅館・ホテル業 2件	e 不動産業 12件	n その他の産業 2件	f サービス業 10件	o その他 12件	g 建設業 6件	p 無職 4件	h 卸売・小売業 6件	q 不明 1件	i 飲食店業 6件	
a 行政 16件	j 娯楽業 4件																		
b 公益事業 2件	k 運輸業 3件																		
c 金融・保険業 47件	l 製造業 3件																		
d 警備業 25件	m 旅館・ホテル業 2件																		
e 不動産業 12件	n その他の産業 2件																		
f サービス業 10件	o その他 12件																		
g 建設業 6件	p 無職 4件																		
h 卸売・小売業 6件	q 不明 1件																		
i 飲食店業 6件																			
<p>4 少年に対する暴力団の影響を排除する活動 (第4号事業)</p>	<p>(1) 少年を暴力団から守るための活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関・団体との連携の強化       <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 弁護士10人、少年指導委員5人、保護司5人を暴力相談委員に委嘱し、少年相談への対応体制を構築するとともに、関係機関・団体との連携強化。(4/1)</li> <li>イ 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において、関係機関・団体と情報交換。《事務局長出席》(9/10)</li> <li>ウ 少年指導委員研修会における講話 警察本部少年女性安全課と連携し、「秋田県少年指導委員研修会において、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。《専務理事出席》(10/4、10/15)</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 少年の被害を防止するための広報啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」において「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に有効活用。《事務局長出席》(9/10)</li> </ul>																		

事業名	事業内容
	<p>イ 新規委嘱の少年指導員に対し「青少年を暴力団から守るためのQ &amp; A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。 《専務理事出席》(10/4、10/15)</p> <p>ウ 不当要求防止責任者講習受講者の中の学校関係者(高等学校及び教育委員会職員)に対し「青少年を暴力団から守るためのQ &amp; A」を配布し、生徒指導への活用を図るために有効活用。 《専務理事、事務局長、川口相談委員出席》(通年)</p>
<p>5 暴力団離脱者に対する支援活動 (第5号事業)</p>	<p>(1) 関係機関・団体との連携による離脱者支援活動</p> <p>ア 秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーと連携し、刑務所服役者に対する指導状況の把握及びその他暴力団員からの離脱相談等の把握。 (通年)</p> <p>イ 秋田県街商協会定例総会、同定例役員会において情報交換及び協力要請を実施。 《専務理事、川口相談委員出席》(4/1)(10/24)</p> <p>ウ 令和元年度「暴力団離脱者社会復帰支援対策連絡会」の開催警察(組織犯罪対策課)、行政(国、県、秋田市)、弁護士及び暴力追放相談委員(保護司)が出席し、情報交換等を実施。 《専務理事、県会議職員出席》(R2.2/7)</p> <p>(2) 協賛事業所との連携の強化</p> <p>ア 暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所への協力要請依頼 県内24の暴力団離脱者社会復帰支援協賛事業所に対して依頼文書を発出するとともに、秋田県警察被害回復兼社会復帰アドバイザーとともに協賛事業所を訪問し、事業所の実情把握と離脱者の雇用について理解と協力要請を実施。 《専務理事、川口相談委員訪問》(12月、R2.1月)</p> <p>イ 令和元年度における雇用報奨金の支給は、取扱いなし。</p> <p>(3) 離脱希望者等に対する支援 令和元年度における離脱希望者等に対する支援は、取扱いなし。</p>
<p>6 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 (第6号事業)</p>	<p>(1) 制度の周知徹底を図るための広報</p> <p>ア ホームページへの掲載。 (通年)</p> <p>イ リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」の配布による広報を実施。 (通年)</p> <p>ウ チラシ等の暴排資料による広報を実施。 (通年)</p> <p>エ リーフレット及びチラシ等に基づき、関係機関との会議、不当要求防止責任者講習等において広報を実施。 (通年)</p> <p>(2) 暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動 令和元年度における暴力団事務所使用差止請求の代行訴訟活動は、取扱いなし。</p>
<p>7 不当要求防止責任者講習の実施 (第7号事業)</p>	<p>(1) 県・市町村暴排条例の周知徹底 不当要求防止責任者講習時に県・市町村暴排条例及び政府指針(企業が暴力団等反社会的勢力による被害を防止するための指針)について解説。 (26回 778人)</p> <p>(2) 「責任者講習」受講の促進</p> <p>ア ホームページを活用した講習開催日程表等を掲載。 (通年)</p> <p>イ リーフレット「(公)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」、パンフレット等を配布。 (通年)</p>

事業名	事業内容
	<p>(3) 不当要求による被害防止体制の確立            不当要求防止責任者講習では、講習資料として「不当要求防止責任者教本」を受講者全員に配布するとともに、不当要求被害防止対応DVD等を活用しながら、責任者の役割、対応のための基本的な心構え、具体的対応要領、事業所内における対応マニュアルの作成等について教示し、被害防止体制確立の重要性を訴えた。            《専務理事、事務局長、鈴木・川口相談委員出席》(26回 778人)</p> <p>(4) 不当要求防止責任者講習内容の充実            ア アンケート調査結果を踏まえた講習内容            (ア) 講習実施の都度アンケート調査を実施し、その結果を講習に反映させ充実を図っている。(通年)            (イ) 警察本部組織犯罪対策課員による暴力団情勢等の講話を実施。(通年)            (ウ) 弁護士による暴力団等反社会的勢力への対応要領の講話を実施。(通年)            (エ) 不当要求対応DVD「不当要求・クレームへの初期対応効果的な“必殺ワード”と対策ポイント」等を活用した研修を実施。(通年)            (オ) 最近の暴力団等反社会的勢力関係者が絡む相談事例及び特殊詐欺被害事例等紹介による研修を実施。(通年)</p> <p>イ 講習の実施状況(令和元年度)            (ア) 県内10会場において開催            (イ) 実施回数 26回            (ウ) 講習受講者数 778人                a 選任時講習 394人                b 定期講習 384人            (エ) 講習対象別                a 公務所 182人      h 製造業 13人                b 金融・保険業 271人      i ホテル・旅館業 12人                c 建設・不動産 90人      j 医療関係 12人                d サービス業 62人      k 警備業 7人                e 販売業 60人      l 飲食店業 3人                f 娯楽業 26人      m その他 20人                g 運輸・運送業 20人</p> <p>(5) 不当要求被害防止研修会の開催            (ア) 秋田県遊技業協同組合 経営者・店長等研修会                《専務理事出席》(8/8)            (イ) 秋田市役所                《川口相談委員出席》(11/11)            (ウ) 医療法人祥穂会 つつみ整形外科                《川口相談委員出席》(12/4)                (合計 3回 139人)</p> <p>(6) 不当要求防止責任者講習会に関する勉強会の開催            秋田弁護士会と責任者講習に関する勉強会を開催し、効果的な責任者講習の運用を図った。            《鈴木相談委員出席》(4/19)</p>
8 不当要求情報管理機関 に対する援助 (第8号事業)	<p>(1) 研修会への講師派遣、暴力団の活動状況等の情報提供            ア 秋田県銀行警察連絡協議会運営委員会において、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。                《事務局長出席》(10/8)            イ 秋田県証券警察連絡協議会総会において、暴力団情勢及び暴力団の活動状況等について情報提供。                《専務理事出席》(11/11)</p> <p>(2) 照会に対する回答(通年)</p>

事業名	事業内容
	各機関・団体等からの照会に対しては、迅速的確に対応。
<p>9 被害者の救済・支援活動 (第9号事業)</p>	<p>(1) 令和元年度における被害者の救済・支援活動は、取扱いなし。</p> <p>(2) 暴力団事務所撤去運動等に対する支援、訴訟費用等の貸付及び被害者見舞金支給制度に関する広報  ア ホームページへの掲載による広報を実施。(通年)  イ リーフレット(「(公財)暴力団壊滅秋田県民会議の活動」)、パンフレット、チラシ等暴排資料の配布による広報を実施。(通年)</p> <p>(3) 会議、講習会等を活用した広報  リーフレット、チラシ等に基づき、関係機関との各種会議及び不当要求防止責任者講習等において広報を実施。  ア 秋田県被害者支援連絡協議会「少年問題研究部会」  《事務局長出席》(9/10)  イ 秋田県来日外国人犯罪対策連絡協議会実務担当者会議  《事務局長出席》(10/16)  ウ 法テラス秋田地方協議会  《専務理事出席》(10/17)  エ えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー  《専務理事出席》(10/30)  オ 秋田県被害者支援連絡協議会総会  《事務局長出席》(10/31)  カ 犯罪被害者週間「県民のつどい」  《専務理事、事務局長出席》(11/30)  キ 不当要求防止責任者講習《専務理事、事務局長、鈴木・川口相談委員出席》(26回)  (合計 32回)</p>
<p>10 少年指導委員の活動に必要な研修等の実施 (第10号事業)</p>	<p>(1) 少年指導委員研修会における講話の実施  警察本部少年女性安全課と連携し、秋田県少年指導委員研修会において、暴力団の実態と少年に対する影響の排除について講話を実施。  《専務理事出席》(10/4、10/15)</p> <p>(2) 資料配布  少年指導委員研修会において新規委嘱の少年指導員に対して「青少年を暴力団から守るためのQ&amp;A」を配布し、少年に対する暴力団の影響を排除するための活動に必要な知識・技能を習得させるために有効活用。  《専務理事出席》(10/4、10/15)</p>
<p>11 調査研究活動 (第11号事業)</p>	<p>(1) 「秋田県民事介入暴力対策研究会」との連携強化  ア 効果的な「不当要求防止責任者講習」に向けた研修会の開催  秋田弁護士会と県民会議により「不当要求防止責任者講習」に関する意見交換及び研究を実施。  《鈴木相談委員出席》(4/19)  イ 秋田県警察、秋田弁護士会、県民会議の三者による「秋田県民事介入暴力対策研究会」において相互の連携を密にする  とともに、研究議題に関係する行政機関(秋田市福祉保健部生活保護第一課及び第二課)を招集し、民事介入暴力事案に関する情報交換及び研究を実施。  《専務理事、川口相談委員出席》(9/24)</p> <p>(2) アンケート調査の実施  不当要求防止責任者講習時に県民会議の認知度、事業に対する理解度、講習に対する要望・意見等を把握するためのアンケート調査を実施し、その集約結果を県警察、弁護士会と共有するとともに事業活動等に反映。  (通年)  (実施回数26回、実施対象778人、回答者774人、回答率99.5%)</p>

事業名	事業内容
	<p>(3) 調査・資料収集活動          県内外の情報を調査・収集し、県民会議発行の広報資料、講習等の資料として活用。</p> <p>ア 暴力追放相談委員及び不当要求防止責任者講習担当者研修会          《事務局長、鈴木相談委員出席》(4/26)</p> <p>イ 東北ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会          《専務理事出席》(7/1)</p> <p>ウ 都道府県暴力追放運動推進センター専務理事・事務局長研修会          《専務理事出席》(9/19)</p> <p>エ 全国暴力追放運動中央大会          《専務理事出席》(11/27)</p>
12 その他	<p>(1) 理事会及び評議員会の開催</p> <p>ア 令和元年度理事会の開催状況</p> <p>    (ア) 第1回通常理事会 《理事長、専務理事、理事、県民会議職員出席》 (5/14)</p> <p>    (イ) 第2回臨時理事会 《理事長、専務理事、理事、県民会議職員出席》 (6/13)</p> <p>    (ウ) 第3回臨時理事会 《書面表決》 (7/5)</p> <p>    (エ) 第4回臨時理事会 《理事長、監事、専務理事、理事、県民会議職員出席》 (10/21)</p> <p>    (オ) 第5回臨時理事会 《書面表決》 (R2. 2/3)</p> <p>    (カ) 第6回臨時理事会 《書面表決》 (R2. 2/8)</p> <p>    (キ) 第7回通常理事会 《理事長、監事、専務理事、理事、県民会議職員出席》 (R2. 3/24)</p> <p>イ 令和元年度評議員会の開催状況</p> <p>    (ア) 定時評議員会 《評議員長、評議員、専務理事、県民会議職員出席》 (6/13)</p> <p>    (イ) 臨時評議員会 《書面表決》 (7/19)</p> <p>    (ウ) 臨時評議員会 《書面表決》 (R2. 2/13)</p> <p>(2) 暴力追放功労表彰等</p> <p>ア 第29回暴力団壊滅秋田県民大会〔秋田市文化会館〕 (7/29)</p> <p>    (ア) 感謝状贈呈(暴排活動事業運営貢献) 4個人</p> <p>    (イ) 表彰状授与(暴排活動功労者)</p> <p>        a 東北ブロック表彰 1団体、2個人</p> <p>        b 県表彰：14個人</p> <p>イ 全国暴力追放運動中央大会〔東京都 明治記念館〕 (11/27)</p> <p>    《全国表彰(個人)》</p> <p>    (ア) 暴力追放荣誉 金章 1人</p> <p>    (イ) 暴力追放荣誉 銀章 1人</p> <p>    (ウ) 暴力追放荣誉 銅章 1人</p> <p>(3) 他機関との諸会合</p> <p>ア 秋田県遊技業協同組合通常総会 懇親会 《専務理事出席》(5/15)</p> <p>イ 秋田市飲食店組合環同連合会通常総会 懇親会 《理事長出席》(7/7)</p> <p>ウ (一社)秋田県警備業協会30周年記念行事 《理事長出席》(9/26)</p> <p>(4) その他</p> <p>○ 【公益法人】法人運営セミナー 《白川職員出席》(10/30)</p>